

東地中海世界と対抗宗教改革

——ヴェネツィア領キプロスにおける正教徒とカトリック信徒——

藤 田 風 花

〔要約〕 本稿は、ヴェネツィア領キプロスに焦点をあて、当地における対抗宗教改革の展開を検討することで、一六世紀東地中海世界における正教・カトリック・イスラームという三つの宗教文化圏の交錯のありようを問う。正教会にたいする対抗宗教改革の影響という問題は、カトリックとプロテスタントの対抗関係を想定してきた従来の対抗宗教改革史研究からこぼれ落ちてきた。そこで本稿は、リユジニヤン朝期の一二六〇年に実質の教会合同体制が成立していたキプロスに、トレント公会議の布告を適用するべく到来したヴェネツィア人大司教モチエニーゴの改革と、それにたいする現地の正教会の反応を分析した。その結果、大司教の改革は、キプロスの正教徒に、カトリックへの反発を生じさせただけでなく、オスマン帝国へと目を向けさせた要因となったと主張する。さらに、彼の改革は、キプロスの正教徒にローカルな信仰の慣習を保持することを意識させたと結論づける。

史林 一〇二巻六号 二〇一九年十一月

はじめに

地中海世界は、さまざまな言語や宗教をもつ人々の活発な往来によって特徴づけられる空間である。地中海東端に位置するキプロス島も、そのような特徴が看取される場のひとつに数えられよう。この島は古代から人・モノ・情報の集散地として機能し、補給地や軍事的基地としての有用性から戦略的にも重要視され、幾度も支配者の交代を経験した。宗教的

には、カトリックと正教、およびキリスト教とイスラームという二重の境界に位置していた。

島民のほとんどはギリシア語を母語とする正教徒であった。しかし第三回十字軍にさいし、一一九一年にリチャード獅子心王がキプロスを占領し、その後テンプル騎士修道会、次いでフランス系のリュジニヤン家に支配権がわたると、少数のカトリック信徒が、大多数のギリシア正教徒を支配することとなった^①。この構図は、一五世紀後半に新たに支配者となったヴェネツィアにも引き継がれた。ヴェネツィア支配期が約百年間続いたのちは、ヴェネツィアとオスマン帝国の直接衝突を経て、一五七一年にオスマン帝国に征服された。

東地中海において、正教徒はキリスト教世界とイスラーム世界の双方に数多く存在していたが、一六世紀中葉以降オスマン帝国が支配領域を拡大していくなか、東地中海世界の正教徒はほとんどがオスマン帝国の臣民となっていた^②。さらにこの時期は、カトリック教会によって対抗宗教改革が開始された時期にも重なる。グリーンは、東地中海世界における私掠活動を扱ったモノグラフのなかで、正教徒はあらゆる政治的・宗教的境界を体現したこと、対抗宗教改革は東地中海世界の正教徒の生活のあらゆる側面に影響を及ぼしたことを指摘した。彼女は私掠の標的となった商人としての正教徒を分析対象とし、対抗宗教改革が彼らの法的地位に重要な変化をもたらしたと述べている^④。しかし、東地中海世界の個々の地域で、対抗宗教改革がどのように展開し、当地の正教徒にどのような影響を与えたのかについては検討されていない。本稿は、この課題に取り組むため、ローカルな視座としてヴェネツィア領キプロスを設定する^⑤。

キプロスにおける対抗宗教改革では、現地の正教徒の処遇が問題となり、それはキプロスがヴェネツィア領からオスマン帝国領へと移行する時期に生じたため、複雑な様相を呈することとなった。キプロスは、ビザンツ帝国、十字軍国家、ヴェネツィア海外領土、オスマン帝国という、東地中海世界が共有する経験を映し出す鏡であり、キプロスの正教徒という問題は、東地中海世界において、正教徒の位置づけの変化が政治的・宗教的変動とどのようにに連鎖していたのかを検討するための格好の素材を提供しうる。多様な言語・宗教が並存する地域で正教徒がどのようにに処遇されたのかという問題

を軸に、ローカルな視点からこれら政治的・宗教的変動のありようを通時的に検討することで、しばしばヴェネツィア対オスマン帝国や、キリスト教対イスラームという二項対立に回収されがちな中近世東地中海世界の歴史像を捉えなおすことが可能であると思われる。

以下、第一章では、先行研究の整理をおこない、問題の所在を明らかにする。つづく第二章では、キプロスの正教徒とカトリック信徒の関係について、制度面と実態面から検討する。最後に、第三章ではキプロスにおける対抗宗教改革の展開と、その影響を論ずる。これらの考察をとおして、東地中海世界における対抗宗教改革の性格を明らかにすることを目的とする。

※本稿では、一度言及した二次文献はSkoutari (2011), pp. 17-18やプロスペリ (二〇一七)、一八〇～一九六頁と記す。

- ① E. Skoutari (2011), *Cipro veneziana (1473-1571): Istituzioni e culture nel regno della Serenissima*, Roma, pp. 17-18.
- ② オスマン帝国の地中海への拡大政策については、さしあたり以下を参照：D. Goffman (2002), *The Ottoman Empire and Early Modern Europe*, Cambridge, pp. 137-164; K. Fleet (2012), 'Ottoman Expansion in the Mediterranean', in S. N. Faruqi and K. Fleet (eds.), *The Cambridge History of Turkey*, vol. 2: *The Ottoman Empire as a World Power*, Cambridge, pp. 141-172.
- ③ 近年では、一六世紀中葉以降のカトリック教会内部での自発的な改革の動きを重視する立場から、この現象を「カトリック改革」と表現することも一般的になってきている。A. プロスペリ (二〇一七)
- ④ 『トレント公会議——その歴史への手引き——』大西克典訳、知泉書館、一八〇～一九六頁。本稿における「対抗宗教改革」の語の定義については、第一章を参照された。
- ⑤ M. グリーン (二〇一四)『海賊と商人の地中海——マルタ騎士団とギリシア商人の近世海洋史——』秋山晋吾訳、NTT出版、一四、一一九～一二二頁（原著：M. Greene (2010), *Catholic Pirates and Greek Merchants: A Maritime History of the Mediterranean*, Princeton).
- ⑥ なおグリーン自身「カトリック海賊の台頭、ヴェネツィアの後退、対抗宗教改革の波及」という「これら一連の歴史的要素が合流したままが如実に表れる好例がキプロス島である」と述べている。グリーン (二〇一四)、一二四頁。

第一章 先行研究と問題の所在

正教会にたいする対抗宗教改革の影響というテーマは、カトリックとプロテスタントの対抗関係を想定してきた従来の対抗宗教改革史研究からはこぼれ落ちてきた^①。しかし近年、宗教改革および対抗宗教改革を、時間的にも空間的にも広い視角で捉える研究がさかんである^②。とくに空間的広がりについては、「新世界」やアジアを含めたグローバルな連関に注目する研究が存在するいっぽう、「旧世界」のなかでもカトリックとプロテスタントという西方教会内の諸宗派のみならず、正教会を議論の射程に含める研究者もおり、筆者もこの問題意識を共有している^③。

そこで、まず「対抗宗教改革」という語に、筆者なりの定義を与える必要があるだろう。ドイツ語圏における対抗宗教改革を専門とする大場はるか^④は、この語を「一六世紀中葉以降、プロテスタントへの明確な対抗意識のもとに推進されたカトリック教会による信仰強化政策」と定義している^⑤。しかし、東地中海世界や東欧地域のように、正教がすでに定着している地域における対抗宗教改革は、宗教改革以前から存在する東西教会関係を、カトリック教会側から定義しなおす動きとして表出した^⑥。このような運動が生じた地域には、プロテスタントの宗教改革を経験していない地域も含まれる。東地中海世界に存在するヴェネツィア海外領土では、対抗宗教改革は、正教徒がマジョリティである社会において、カトリック教会による正教会にたいする主導権の（再）確立を目指す運動として立ち現れる。しかもそれは、キリスト教内部の運動であるとはかぎらず、イスラーム勢力との対抗という政治的力学が作用するなかで進められた運動であった。これらの特徴をふまえて、本稿では「対抗宗教改革」という語を、「一六世紀中葉以降、プロテスタントおよび正教、イスラームへの対抗意識のもとに推進された、カトリック教会による信仰強化と他宗派への主導権の確立を目指した運動」という意味でもちいる。なお本稿は、宗派化論がおもに扱ってきた事例や状況からはずれた主題に焦点を当てるため、宗派化論の視角を積極的にはとらないことをあらかじめ断っておきたい^⑦。

対抗宗教改革の機運が高まるなか、支配領域内に多数の正教徒をかかえていたヴェネツィアにおいても、彼らの扱いは議論の対象となった。^⑦ ヴェネツィア史では、一二世紀以来、東西交易の担い手として躍進をとげるなかで、都市ヴェネツィアが当時のヨーロッパで最大の正教徒コミュニティを有していたことから、正教徒の問題はしばしば研究者の関心をひいてきた。正教徒コミュニティの法的地位を詳細に論じたフェダルトの研究は、今日でも基本的な文献となっている。^⑧ 海外領土については、近世ヴェネツィア史を専門とするヴィッジャーノや、ヴェネツィア海外領土史の専門家であるアルベルによって、対抗宗教改革のなかで生じた正教徒にかんする問題の比重は、都市ヴェネツィアから海外領土の正教徒へと移行していったことが指摘されている。^⑩

海外領土のひとつであったキプロスにおける対抗宗教改革の展開を詳細に再構成した研究としては、スクファリによるものがほぼ唯一である。^⑪ ヴェネツィア支配末期に、正教会も含めたキリスト諸教会の改革を目指してキプロスに到来したニコシア大司教フィリップ・モチエニゴは、往々にしてヴェネツィア支配期にキプロス現地へじっさいに赴いた初めてのニコシア大司教であることが強調されるにとどまる。^⑫ しかしスクファリは、ヴェネツィアの行政文書をもちいて、大司教の改革にたいしヴェネツィア本国政府がどのような立場をとったのかを明らかにしている。ただし、彼女の研究では、大司教と教皇庁とのあいだで立ちまわるヴェネツィアの戦略的行動に焦点が当てられても、ヴェネツィア側の史料に看取されるキプロスの正教会聖職者の反発は、それとして分析されることはなかった。そのため、あくまでヴェネツィアがどのようなスタンスで海外領土の問題に対処していたかが述べられるにとどまっている。

ヴィッジャーノ、アルベル、そしてスクファリの研究には、共通した問題点がある。それは、これらの研究者がいずれもヴェネツィアの宗教政策に焦点を絞っているため、海外領土の国制のなかの下位集団である正教徒が、支配体制のなかにどのように位置づけられたのかという議論が希薄だという点である。東地中海世界において、対抗宗教改革の波及と、オスマン帝国の勢力伸長という二つの事象が同時進行しているという状況を考慮するならば、この問題についてより具体

的な考察が必要であろう。そのさいには、カトリック側の視点のみではなく、正教会側から見たときに、対抗宗教改革という現象がどのようなインパクトを有したか（あるいは有さなかったか）について検討することが有効であると思われる。

ただし、ヴェネツィア海外領土史研究には、行政文書をはじめとして、支配者であるヴェネツィア側の史料にほとんどの情報を依拠せざるをえないという史料上の制約がある。キプロスでも、一五七〇―七一年のキプロス戦争のさいに、島内に存在していた行政関係の史料は焼失したとされ、正教徒自身が記述した史料もほとんど残っていない。そのため、ヴェネツィア領キプロスについての情報も、その多くをヴェネツィアに保管されている海外領土関連史料など、カトリック側の史料に依るほかない。本稿では、ヴェネツィアの行政文書、キプロス総督のヴェネツィア本国政府にたいする報告書などにくわえて、カトリック信徒の巡礼記・旅行記^⑭、キプロスのドミニコ会士が記した地誌・歴史書などももちいる。しかし、これらカトリック側の史料のなかには、現地の正教徒にかなする記述がたびたび登場するため、それらを分析することによって、「生の声」が後世にほぼ伝わらなかった正教徒たちをめぐる島内の状況を再構成することは可能であると考ええる。正教徒側の史料がほぼ残っていないという制約はあるが、残されているカトリック側の言説から、読み取りの限界はどこにあるのかに留意しつつ、正教徒について最大限どのような痕跡が見出しうるかを検証する。

最後に、地誌・歴史書について付言しておきたい。リュジニャン家の末裔であり、キプロスに生まれ育つたドミニコ会士であるエティエンヌ・ド・リュジニャン（一五三七―九〇年）は、『キプロス島の地誌とその簡潔な全史』を著した。ただし、これはリュジニャンひとりによって書かれたものではない。ヴェネツィア支配末期のキプロスについての同時代史料でもある同書は、リュジニャンによって執筆が始められたが、彼は一五七〇年のオスマン帝国軍の上陸に先立ちイタリアへ移住した。そこで彼は、自身がキプロスを去ったのちにオスマン帝国がキプロスに侵攻したさいの記述を、同じくドミニコ会士であるアンジェロ・カレピオ（生没年不詳）に託したのである。カレピオの記述は、オスマン帝国によるキプロス侵攻の実体験と、その後のイスタンブルでの捕虜時代に同じく捕虜となっていた人々からの伝聞にもとづいている。^⑮

カレピオの記述は、正教徒一般への偏見に満ちているが、ヴェネツィアからオスマン帝国へとキプロスの支配者が変わるまさにその時期を、キプロスで過ごし、征服過程についての詳細な記述を残す史料として貴重である。

- ① たとえば M. A. Mullett (1999), *The Catholic Reformation*. London/ New York & R. Po-chia Hsia (ed) (2004) *A Companion to the Reformation World*. Malden/ Oxford & A. D. Wright (2005a), *The Counter-Reformation: Catholic Europe and the Non-Christian World*. Aldershot & A. Barnji et al (eds) (2013), *The Asgate Research Companion to the Counter-Reformation*. London/ New York のように、比較的広範な地域・事象をカバーした対抗宗教改革関連の論文集および著作においても、正教会への影響については、ほとんどあるいはまったく触れられていない。正教会と対抗宗教改革については、各地域を対象とした個別研究のなかで扱われるもの、カトリックとプロテスタントの関係を中心としたいわば「主流の」対抗宗教改革史研究には位置づけを与えられてこなかったといえる。
- ② 近年の宗教改革史研究の研究動向については、永本哲也(二〇一八)「「抜教と収束」— 複数形、長期、グローバルな観点による宗教改革像の黎明 —」『歴史学研究』九七五、一八—二六頁を参照。
- ③ K. Fukasawa (2017), Introduction, in K. Fukasawa et al (eds), *Religious Interactions in Europe and the Mediterranean World: Coexistence and Dialogue from the 12th to the 20th Centuries*. London, pp. 1-14.
- ④ 大場はるか(二〇一七)「対抗宗教改革——イエズス会劇が映すもの——」『踊共二編著』『記憶と忘却のドイツ宗教改革——語りなほす歴史——』二〇一七——『メノルヴァ書房』一八九—一九〇頁。
- ⑤ 東欧地域については、さしあたり福嶋千穂(二〇一五)『プレスト教会合同』(ポラーランド史叢書一) 群像社、および東欧史研究会編(二〇一八)『東欧史研究』四〇、「特集 宗派化と世俗化——東欧から問う直す——」を参照。
- ⑥ 宗派化論については H. Schilling (1995), 'Confessional Europe', in T. A. Brady, Jr. et al (eds), *Handbook of European History 1400-1600: Late Middle Ages, Renaissance, and Reformation*. Leiden, pp. 641-681, 踊共二(二〇一三)「宗派化論——ヨーロッパ近世史のキーコンセプト——」『武蔵大学人文学会雑誌』四二—三、四、一〇九—一五八頁。
- ⑦ A. D. Wright (2005b), *The Early Modern Papacy: From the Council of Trent to the French Revolution*. Harlow, pp. 148-149.
- ⑧ 一五世紀末までに、知識人や商人、職人、船乗り、兵士などによって構成された正教徒コミュニティは、都市ヴェネツィアの人口の四五パーセントを占めていたとされる。ヴェネツィア海外領土がオスマン帝国に次々と征服されていくにつれて、それらの地域から都市ヴェネツィアに流入する正教徒は増加した。一五八〇年までに、一万五千人ほどの正教徒が都市ヴェネツィアに居住してたとされる。パドヴァ大学にはキプロス出身者が一定数確認され、彼らは知的交流の担い手となった。D. J. Geanakoplos (1966), *Byzantine East and Latin West: Two Worlds of Christendom in Middle Ages and Renaissance*. Oxford/ New York, p. 122. F. C. Lane (1973), *Venice: A Maritime Republic*. Baltimore, p. 300. C. Maleszewski (1995-6), 'O kryptakach ełanyniołach tow ełartepkow i kar i pwejuartuści tow dpań kará tyn repubołe tne ewrokiparłac' (1489-1511)', in T. Papadopoulos (ed), *Ieropotia tne Kórgou 5*, Nicosia, pp. 1209-1227; 見玉善仁(二〇

〇七)『イタリアの中世大学——その成立と変容——』名古屋大学出版会、三四〇～三六一頁。

- ⑩ G. Fedalto (1967) *Ricerche sulla posizione storica dei Greci a Venezia nei secoli XV-XVI*, Firenze.
- ⑪ A. ヴィンジャーノ (二〇〇八)「ルネサンス期ヴェネツィアにおける市内と海上支配領域のギリシヤ人」高田京比子訳、『海港都市研究』三、三一―五九頁。B. Arbel (2017), *Roman Catholics and Greek Orthodox in Venice's Overseas Colonies (Mid-fifteenth to Mid-seventeenth Century)*, in K. Fukasawa et al (eds), *Religious Interactions in Europe and the Mediterranean World: Coexistence and Dialogue from the 12th to the 20th Centuries*, London, pp. 245-260.
- ⑫ Skoufari (2011), pp. 110-111; E. Skoufari (2012), *L'Arcivescovo Filippo Mocenigo e l'applicazione della Riforma tridentina a Cipro*, in B. Arbel et al (eds), *Cyprus and the Renaissance (1450-1650)*, Turnhout, pp. 205-230. スクフアリは、フィリップ・モチェニゴのキプロスでの業績を再構成するにあたって、『イタリアの対抗宗教改革史』における宗教と政治を専門とするボノラの研究に多くを依拠している。ボノラは、キプロスから帰還後、カトリック教会内での権力闘争に巻き込まれたモチェニゴの異端審問を事例に、トレント公会議後の教皇庁の権力確立の過程を跡づけた。したがってボノラは、キプロスに赴任中のモチェニゴの改革にはその前史として言及するもの、在地の正教会との関係には踏みこんでいない。モチェニゴの異端審問については、E. Bonora (2006), 'The Heresy of a Venetian Prelate Archbishop Filippo Mocenigo', in R. Delph et al (eds), *Heresy, Culture, and Religion in Early Modern Italy: Contexts and Contestations*, Kirksville, pp. 211-229; E. Bonora (2007), *Giudicare i vescovi: La definizione dei poteri nella Chiesa posttridentina*, Roma/Bari.
- ⑬ J. Heckett (1901), *A History of the Orthodox Church of Cyprus: From the Coming of the Apostles Paul and Barnabas to the Commencement of the British Occupation* (a. d. 45-a. d. 1878): *Together with Some Account of the Latin and Other Churches Existing in the Island...*, London, pp. 174-175; K. M. Setton (1984), *The Papacy and the Levant (1204-1571)*, vol. 4, *The Sixteen Century from Julius III to Pius V*, Philadelphia, pp. 755-758.
- ⑭ L. de Mas Latrie (ed.) (1852-5), *Histoire de l'île de Chypre sous le règne de la Maison de Lusignan*, III, Documents, Paris (以下 Documents と略記)。
- ⑮ 巡礼記・旅行記は、以下に所収のものを参照した。C. D. Cobham (ed) (1908), *Excerpta Cyprica: Materials for a History of Cyprus: Text and Transcribed, with an Appendix on the Bibliography of Cyprus*, Cambridge (以下 *Excerpta Cyprica* と略記)。
- ⑯ E. de Lusignan (1573), *Chorographia et brevis historia universale dell'isola de Cipro... per in sino al 1572*, Bologna (以下 *Chorographia* と略記); A. Calepio (1573), *Vera et fidelissima narracione del successo dell'espugnatione, et defensione del Regno de Cipro*, in Lusignan, *Chorographia*, 92^v-123^v (以下 *Narratione* と略記)。
- ⑰ アンジエロ・カレピオは、ドミニコ会上で神学者であり、イエルサレム副管区長でもあったとされるが、彼の経歴について多くのことはわからない。キプロスのニコシアでオスマン軍の侵攻を体験したのち、捕虜としてイスタンブルに渡った。その後身代金の支払いにより解放されるも、教皇のスパイの嫌疑をかけられ、再び虜囚となった。このとき彼は、同時期に同じく虜囚となっていたキプロス防衛の従事者た

ちから、キプロス征服にかなする情報を収集し、それを実体験と合わせて『キプロス王国の征服の推移およびその防衛についての真にしていと忠実なる叙述』にまとめた。身柄が解放されたのち、ポローニヤでエティエンヌ・ド・リュジニヤンに面会した彼は、リュジニヤンの

求めに応じ、リュジニヤンの『キプロス島の地誌とその簡潔な全史』に自身の記述が収録されることを承諾した。これにより、両者の記述は一冊の書物として出版されるにいたった。Cobham (1908), *Excerpta Cypria*, pp. 122-123.

第二章 キプロスにおける宗派共存体制

第一節 ヴェネツィアによるキプロス支配

アドリア海の奥地に位置するヴェネツィアは、一三世紀以降、いくつもの海外領土を支配する「海の共和国」となった。^①一連の領土拡張のなかで、ヴェネツィアは一四七三―七四年にかけて、キプロス王とヴェネツィア貴族の娘カテリーナ・コルナロとの婚姻をおしてキプロスの支配権をめぐる問題に介入し、一四七三年以降、実質的にキプロスをその勢力圏に組み込むにいたった。^②

ヴェネツィアのキプロス統治を行政面で担っていたのは施政官 *logogenente* であり、軍事面で担っていたのはファマグスタに駐屯する提督 *capitano* であった。しかしながら、社会不安が増大したときや戦争の危険が認識されたとき、それらすべての職掌をつかさどることができる総督 *provveditore generale* が本国から派遣されることがあった。^③ ヴェネツィアは、リュジニヤン朝期に貴族が所属したオート・クール（国王主催の封建会議）を在地貴族の権力のよりどころであるとして廃止したほかは、既存の統治機構をそのまま継承し、その上層部のみをヴェネツィア貴族の役人にすげ替えた。^④ 彼らは二年任期で現地に派遣され、これらのヴェネツィア人行政官たちは、首府ニコシアを中心にヴェネツィア本国の出先機関としてのキプロス現地政府を構成した。首府ニコシアには、リュジニヤン朝期より都市評議会が存在し、貴族や封土所有者の二五歳以上の男性から選出された一二〇名を構成員としていた。この評議会には本国から派遣された役人も出席

◎ カトリック大司教座所在地

† カトリック司教座所在地

⊗ 正教会主教座所在地



地図 ヴェネツィア領キプロスの(大)司教区/主教区

していたうえ、決議は本国政府の承認を得る必要があるとされた^⑤。既存の秩序を維持するヴェネツィアの姿勢は、教会制度についても同様であった。キプロスでは、一一九二年にリュジニヤン朝が開始したのにもない、支配者の宗教であるカトリックの教会制度が導入され、島内の宗教的秩序の再編がおこなわれた。その過程で、一三世紀前半には、教区の境界線が確定した^⑥。四つの教区の創設にもない、もと一四あった主教区も四つに削減され、司教区と主教区の境界線は同一とされた(地図参照)。ニコシア大司教が全島を統括し、大司教区がそれに属する司教に分割されるという考えにもとづいて司/主教区が形成されたのである^⑦。

一二六〇年に、教皇アレクサンデル四世(在位一二五四―六一年)は、その後の両教会の共存の枠組みを規定することになる『キプロス勅書』(以下『勅書』)を公布した^⑧。大主教位は廃止されることとなったが、聖職叙任については、カトリック教会への従属宣誓をおこなうことを条件に、正教徒がみずから正教会の聖職者を選出できるとされた^⑨。キプロスの正教会の聖職叙任に、大陸の正教会総主教ら関与することはなかった。さらに、正教会はカトリックを上位の権威として承認するかぎりにおいて、信徒にたいする裁判権や典礼など、従来保持してきた権限を維持することができる、教皇自

身によって定められたのである。^⑩『勅書』の規定を遵守さえすれば、教義や典礼の差異について問われることはなく、一三世紀末以降、両教会の聖職者のあいだに顕著な対立は見られなくなっていた。^⑪なお、一四三九年に開催されたフィレンツェ公会議における東西教会合同の宣言は、キプロスにおいて『勅書』以来島内で進展してきた信仰生活のかたちにある種の承認を与えるものとして、聖職者と住民に歓迎された。^⑫正教会とカトリック教会の共存を定めたこの制度的枠組みは、ヴェネツィア支配期にも受け継がれることとなる。^⑬

ヴェネツィア支配期における正教会の聖職叙任については、キプロス王にかわる最高権威がヴェネツィア本国政府のドージェ（元首）になったため、選出された主教はヴェネツィアへ赴き、本国政府の承認を得る必要があるとされた。一五〇七年、ニコシア都市評議会に主教選出の権利が認められると、選出された主教はキプロス当局の承認を経て、本国政府の追認を受けたのち、正式に大司教によって叙階された。^⑭ヴェネツィアは、キプロスの教会の問題について不干渉の立場をとり、正教徒の信仰に口を挟むことはなかった。ヴェネツィア支配期においても、正教会とカトリック教会の共存のあり方を規定するのは、依然として『勅書』でありつづけたのである。

やがてヴェネツィアは、フィレンツェ公会議での東西教会合同決議（一四三九年）により、自身の典礼を保持しつつ教皇の権威を承認し合同を受け入れた、いわゆる合同派の正教徒に関心を向けるようになっていた。一五世紀から一六世紀前半におけるヴェネツィアの対正教徒政策は、都市ヴェネツィアにおける外来者コミュニティのうち最大の規模を誇った正教徒のそれを、いかに社会のなかに組みこむかという観点から実現された。一四九六年に正教徒が聖ニコロ信心会の設立許可を求め、政府の承認によってこのコミュニティに法的な認可が与えられたことは、ヴェネツィアの正教徒の歴史において重要な意味をもつ。^⑮この信心会は、正教徒が自身の教会を有していなかったため、一五一一年に十人委員会に聖ジョルジョ教会の建設用地の購入許可を求めた。^⑯教皇レオ十世（在位一五一三～一五二二年）は、ヴェネツィアからの求めに応じること、一五一四年の勅書において、正教徒が自身の教会を建設すること、共同墓地をもつこと、自身の典礼にした

がって宗教的儀礼をおこなうことを認めた。さらに彼は、正教徒に東方典礼によって礼拝をおこなう聖職者を選ぶ権利を認めてもいる。^⑭これによりヴェネツィア領内の正教徒は、教皇の直接の監督下におかれ、彼らの信仰は教皇によって保障されていたといえる。正教徒の信仰の内容は問われずに、コミュニティとその信仰の場の認可のみがおこなわれたことは、ヴェネツィアが正教徒の問題を、宗教的問題ではなく、都市内に定着した移民にかかわる政治的問題として扱ったことを示している。^⑮このような状況において、海外領土の正教徒住民の処遇については、現状維持に重きがおかれたのであった。

第二節 キプロスの正教徒

キプロスでは『勅書』により両教会間の関係性が定められていたが、じっさいにはその制度的枠組みをこえた信仰のあり方が存在していたことが、巡礼記や旅行記の記述から確認される。ウルム出身のドミニコ会士フェリクス・ファブリは、聖地巡礼の途上でキプロスに立ち寄り、一四八三年六月二十五日から一月七日まで滞在した。この期間中、彼はキプロス南東部のスタヴロヴニ修道院を訪れたさい、ある修道士に出会った。

私はこの人物が修道士であることに気がついた。というのも(中略)正教会とカトリック教会の補助司祭を兼ねており、こともなげにそれぞれの教会の儀式を執りおこなっていたからだ。毎週日曜日に彼はカトリック教会でミサを捧げ、西方の様式にならない、無酵母パンをもちいて聖体拝領を執りおこなった。この儀式が済むと、彼はつづいて正教会に赴き、東方の様式にならない、酵母パンをもちいて聖体拝領を執りおこなった。これにたいしてわれわれは非常に不快感を覚え、私は彼を、両教会の儀式参加者を欺く、もつともたちの悪い類の異端者だと思った。(中略)多くのカトリック聖職者は正教に心を移し、おこがましくも妻を娶っているが、「妻帯している以上」カトリックの一員でないにもかかわらず、カトリックの聖職者が享受する特権を望んでいる。^⑯

この記述からは、ファブリの強い憤りを読み取ることができる。この修道士をファブりは「異端者」であると非難しているが、当の本人は毎週の義務を遂行しているにすぎずなにも気にとめていない様子であり、ミサ参加者もこの状況を違和感なく受け入れたのであろう。そうでなければ、正統からはずれた信仰のあり方に難色を示したファブリが見逃すはずはないと思われるからである。

また、ファブリはカトリック聖職者の妻帯が多く見られたことについても言及しているが、そのような聖職者がなおカトリック聖職者の特権を主張していたことに注目したい。正教に接近し、正教会聖職者には容認されているがカトリック聖職者には禁止されている妻帯をおこない、大陸のカトリック信徒からすれば「異端」であるこれらの聖職者が、みずからはカトリック聖職者の特権を享受するに値すると考えている。ここに、大陸のカトリック信徒とキプロスのカトリック信徒のあいだの、信仰のあり方にたいする認識のずれを垣間見ることができる。

キプロスにおいて形成されていたローカルな信仰のあり方については、一五〇八年三月一九日から九月一六日にかけてキプロスに滞在したフランスの絹商人ジャック・ル・セージュも、自身の旅行記のなかで言及している。彼はある教会を訪れたさい「教会の端のほうでわれわれは彼らと一緒にラテン語で聖歌を歌っていたが、教会の中央あるいはわれわれが聖歌隊席と呼ぶところでは、ギリシア語で聖歌が歌われていた」との記述を残している。²⁰ここでは、カトリック信徒と正教徒が、信仰にかかわる空間を共有しているさまが伝えられている。この点にかんしては、一五〇八年二月八日から三月二八日にキプロスに滞在したティロル出身の貴族バウムガルテンの巡礼記においても「キプロス東部の」サラミスの港の近くに教会があり、ここは正教徒の礼拝の場でもあり、カトリック信徒の礼拝の場でもあった²¹との記述があり、同様の状況を表しているといえる。ただし、前者の記述からは、信仰にかかわる空間だけでなく、時間をも共有していたことが読み取れる。ここで「ギリシア語で聖歌が歌われているのは教会の中央であると述べられていることから、教のうえで正教徒がカトリック信徒を圧倒的に上回っているキプロス社会における、両者の位置づけが可視化されているともいえ

るだろう。

しかし、キプロス現地で生まれ育ったカトリック信徒は、必ずしも『勅書』の枠組みのもとでさまざまな宗派が共存を謳歌していることについて、批判的ではなかった。リュジニヤン家の末裔であり、キプロスに生まれ育ったドミニコ会士であるエティエンヌ・ド・リュジニヤンは、自身が著した『キプロス島の地誌とその簡潔な全史』のなかで、主の聖体と聖マルコの祝祭日の行進の光景を伝えている。²² 彼によれば、この行進では、先頭に正教会の十字架が掲げられ、「正教会の聖職者」次いで「カトリックの托鉢修道士」、そして「ネストリウス派、ヤコブ派、マロン派、コプト正教徒、アルメニア正教徒」といった東方諸教会の信徒がつづく。行進の最後尾には「大司教や付属司教とともにカトリックの聖職者、それから行政官と貴族がつづく」き、キプロスに存在するキリスト教のあらゆる宗派の信徒が参集している様子をうかがうことができる。リュジニヤンはこの光景を「美しい眺めである」と評しており、キリスト教のさまざまな宗派が一堂に会する光景を目にし、好意的な評価を与えている。

同書の後半部分の執筆を担当したカレピオは、オスマン帝国によるキプロス征服という激震を経験したのち、『勅書』に支えられた正教会のあり方や正教徒のふるまいについて、苦々しい思いを吐露している。彼にとっては、「古くからの異端者から成る種々雑多な宗派が存在し、神聖なるローマ・カトリック教会に従属宣誓した正教徒がいるこの王国に、神がこのような裁き「オスマン帝国による征服」を下されるのは当然」に思われたのであった。²³ カレピオはリュジニヤンと同じドミニコ会士でありながら、その論調は対照的である。リュジニヤンは、キリスト教の諸宗派の共存を賛美しているが、これはリュジニヤン家の一員であるという彼の出自に起因するものであろう。キプロスを宗派共存のユートピアとして位置づけることは、第三回十字軍ののち、この地にカトリック勢力による支配をもたらしたリュジニヤン家の栄光を称えることにつながるのである。いっぽうのカレピオには、『勅書』にもとづく正教会とカトリック教会の共存のあり方それ自体が、非難に値すると思われたのであった。つまり、カトリックこそ至高の信仰であり正教徒は異端であるとみなす

彼には、正教会が正教信仰を維持しながらローマ・カトリック教会の權威を容認していることが、神学的見地から許容しえなかつたと思われる。両者の筆致の差異は、キプロスにおける宗派共存状態が、ある者にとっては平和的空間の指標となり、またある者にとっては宗教的非難の対象にもなりうるということを表しているといえるだろう。

『勅書』により正教会とカトリック教会の位置づけが明確になったが、日常的な信仰の場では、このように信仰の越境行為が確認された。ヴェネツィアはキプロスの支配権を手にして以降、在地の教会の問題には干渉せず、日常的な宗派の越境事例についても問題視することはなかった。しかしながら、そのような容認あるいは黙認されてきたキプロスの宗教的慣習が、議論の俎上に載せられることになったのである。

第二章第一節で述べたように、一五世紀中頃から一六世紀中頃にかけて、歴代の教皇は正教徒に比較的寛大な姿勢を示していた²⁴。しかし、正教徒にたいする教皇のこのような対処のしかたを大きく変化させたのが、異端の排除とカトリック教会の改革を目指してトレント公会議を招集したことで知られる、教皇パウルス三世（在位一五三四～四九年）である。彼は一五四二年に、正教徒に有利な前任の教皇たちの認可を取り下げたのみならず、すべての正教会聖職者にカトリックの信仰告白をおこなうことを要求した²⁵。一五六四年二月、教皇ピウス四世（在位一五五九～六五年）は、従来の教皇によってカトリック支配領域内の正教徒住民に容認されていた、あらゆる免除の廃止を定めた勅書を発布し、つづく教皇ピウス五世（在位一五六六～七二年）は、一五六六年八月に、正教会とカトリック各々の儀礼をおこなうのは、各教会に属する聖職者のみと定めた²⁶。

対抗宗教改革のなかで、教皇により正教徒の信仰それ自体が問題視されることによって、ヴェネツィア支配領域内の正教徒への視線にも二つの変化が生じることとなった。一点目は、東西教会合同のなかかわりにおいてである。フィレンツェ公会議で東西教会合同が宣言されて以降、じつさいには合同に反対する正教徒は一定数いたものの、建前上、正教徒は教皇によって信仰が保障され、カトリックの司教からの抑圧を受けない存在であると認識されていた。しかし、本来なら

ばローマに帰すべきである正教徒のなかに、それを内心では不服とする反合同派が存在していることが問題視されるようになった。二点目は、ヴェネツィアが考慮すべき正教徒の対象範囲にかんしてである。ヴェネツィアは、市内に定着した移民だけでなく、海外領土の住民までも含んだ正教徒の処遇問題に直面することになったのである。ここで、都市ヴェネツィアと海外領土との差異は看過されてはならない。すなわち、前者においては、正教徒の集団は複数存在する外来者のコミュニティのうちのひとつであるが、後者においては、カトリック信徒であるヴェネツィア人が支配的地位にあるものの、住民の大多数を占めるのは正教徒であった。ゆえに、海外領土における正教徒への対処は、ヴェネツィア政府によって、統治の安定を左右しうる問題として認識されており、さらにそれは、懸案事項であったオスマン帝国の勢力伸張とも密接にかかわっていたのである。^②

- ① Lane (1973)、キプロス以外の海外領土として、たとえばクレタ島については、高田良太の一連の研究を参照。高田良太 (二〇〇六)「中世後期クレタにおける教会とコミュニティ」『史林』八九―二、六八―一〇二頁。同 (二〇〇九)「一三六三年八月九日蜂起にみる都市カンディアのエスニシテイ——入植者ギリシア化」要因説をめぐって——』『西洋史学』一三三、三三九―五六頁。同 (二〇〇九)「中世後期クレタの政治指導者層におけるギリシア系家門——スマイルナ十字軍期 (一三三〇―一三五〇) を中心に——」『史料』九二―六、六三―九九頁。同 (二〇一六)「封地分配の行方——中世後期クレタにおけるヴェネツィア人入植政策とギリシア人の反応——」『歴史学研究』七、二三―三三、三四頁。また、高田京比子 (二〇〇九)「中世地中海における人の移動——クレタとキプロスの『ヴェネツィア人——』」前川和也編著『空間と移動の社会史』ミネルヴァ書房、一八五―二二三頁も参照。

- ② Lane (1973), p. 298; M. O'Connell (2009), *Men of Empire: Power*

and Negotiation in Venice's Maritime State, Baltimore, pp. 36-37; Skoutari (2011), pp. 47-52.

- ③ キプロスでは、ヴェネツィアによる支配開始当初は総督が任命されることはなかったが、シリアとエジプトがオスマン帝国によって征服されたのち、スレイマン一世がスルタンに即位した一五二〇年以降は、キプロスがオスマン帝国の手に落ちる一五七一年まで途切れることなく派遣されるようになっていた。O'Connell (2009), pp. 47-48; Skoutari (2011), p. 58.

- ④ Skoutari (2011), pp. 30-31.

- ⑤ B. Arbel (2009), *Cyprus on the Eve of the Ottoman Conquest*, in M. N. Michael et al. (eds), *Ottoman Cyprus: A Collection of Studies on History and Culture*, Wiesbaden, p. 41. この評議会自体の史料は現存していないため、メンバーの名や宗派的構成については明らかでないが、一五〇七年に評議会にたいして島内の四つの主教座管区の主教候補者の選出が認められたことから、正教徒の割合が高かったと推

- 泰の事。B. Arbel (1986), Urban Assemblies and Town Councils in Frankish and Venetian Cyprus, *Πρακτικά του Δεύτερου Διεθνούς Κυπριολογικού Συνεδρίου* 2, pp. 211-212 (reprinted in B. Arbel (2000), *Cyprus, the Franks and Venice, 13-16th centuries*, Aldershot).
- ⑨ Ch. Schabel (2006), 'The Status of the Greek Clergy in Early Frankish Cyprus', in J. Chrysostomides and C. Dendrinos (eds), *Sweet Land... Lectures on the History and Culture of Cyprus*, Cambridge, p. 180 (reprinted in Ch. Schabel (2010), *Greeks, Latins, and the Church in Early Frankish Cyprus*, Farnham).
- ⑩ Skoutari (2011), p. 100. N. Couras (1997), *The Latin Church in Cyprus, 1195-1312*, Aldershot, pp. 254-255. 「シキヤの教区制度は、イェルサレム王国のそれと類似する。イェルサレム王国の教区制度は、1154年、櫻井康人 (二〇〇三) 『前期エルサレム王国における王権と教会——聖職者の国政関与に関する考察——』 『史学雑誌』 一一二—一四、四五頁を参照。
- ⑪ Ch. Schabel (2001) (ed.), *The Synodicon Nicosense and Other Documents of the Latin Church of Cyprus, 1196-1373*, Nicosia, pp. 311-320. なお、リュジニヤン朝期における『勅書』体制の成立とこの意義については、別稿に期した。
- ⑫ ただし、選出された主教は、カトリック教会の聖職者から最終的な承認を得る必要があった。Schabel (2001), pp. 315-316.
- ⑬ Schabel (2001), pp. 316-317.
- ⑭ Schabel (2006), pp. 194-195.
- ⑮ Skoutari (2011), p. 98.
- ⑯ G. Hill (1948), *A History of Cyprus: The Frankish Period, 1432-1571*, Cambridge, pp. 1059-1060; Schabel (2006), pp. 195-197.
- ⑰ Skoutari (2011), p. 103.
- ⑱ キヤンジャーノ (二〇〇八) 『四七—四八頁』。
- ⑲ Fedalto (1967), p. 44.
- ⑳ Geanakoplos (1966), p. 120.
- ㉑ キヤンジャーノ (二〇〇八) 『四九—五〇頁』。
- ㉒ F. Faber, 'Evangatorium in Terrae Sanctae, Arabiae et Egypti Peregrinationem', tr. by Cobham, in Cobham (ed.) (1908), *Excerpta Cyprica*, p. 40.
- ㉓ J. L. Seige, 'Chi sensuyvent les gistes repaistres et despens que moy Jacque le Seige marchant demourant a Douay ay fait de Douay a Rome.. et autres lieux', tr. by Cobham, in Cobham (ed.) (1908), *Excerpta Cyprica*, p. 60.
- ㉔ M. V. Baumgarten, 'Travels', tr. by Cobham, in Cobham (ed.) (1908), *Excerpta Cyprica*, p. 54.
- ㉕ Lusignan (1573), *Chorogreffia*, 35^r.
- ㉖ Calpio (1573), *Narratione*, 107^v-108^r.
- ㉗ このような立場は、ルネサンスの人文主義におけるキリシア人知識人の役割や^{②④}、オスマン帝国の進出にたざして正教世界との良好な関係を維持しようとした教皇庁の政策、そして台頭するプロテスタント諸宗派への対抗とごった観点から説明されうる。メディアチ家出身の教皇レオ一〇世は、キリシア語の再興とキリシアの学問・文化に注力した人物とごも知られる。Geanakoplos (1966), p. 120; Fedalto (1967), pp. 45-47; B. Arbel (2013), 'Venice's Maritime Empire in the Early Modern Period', in E. R. Dunssteler (ed.), *A Companion to Venetian History, 1400-1797*, Leiden/ Boston, p. 170; Arbel (2017), p. 250.
- ㉘ Arbel (2013), p. 171.
- ㉙ Arbel (2017), p. 251. 一五四五—一六三三年にわたって開催されたトル

ント公会議に出席したヴェネツィアの代表者たちは、正教徒への風向

zo. Fedalto (1967), p. 83.

きが変わりつつあったこの局面において、自国の領域内で正教徒住民

(27) ヴィッジャーノ (二〇〇八)、五二頁。

との関係性を損なう可能性のある取り決めに異を唱えたことが知られ

(28) Skoutari (2012), p. 229. Arbel (2017), pp. 253-255.

第三章 キプロスにおける対抗宗教改革

第一節 ニコシア大司教フィリッポ・モチエニーゴの改革

キプロスにおいて、カトリック教会と正教会のあらゆる聖職者の頂点に立つニコシア大司教は、ヴェネツィア支配開始以来、誰ひとりとして管区に居住することがなく、大司教代理がその聖務を担うのが内実であった^①。おりしも、中断期間を挟みながら一五四五〜六三年まで三会期にわたって開催されたトレント公会議において、司教の管区における不在は重要な議題のひとつをなしていた^②。

一五六〇年、ヴェネツィア貴族家門出身のフィリッポ・モチエニーゴ (一五二四〜八六年) が、キプロスのニコシア大司教に就任することとなった^③。モチエニーゴは、大司教の管区不在という悪習を断ち切るべく、じつさいにキプロスに赴いた。ヴェネツィアの元老院は、キプロス当局にモチエニーゴがヴェネツィアから出発したことを伝える書簡のなかで、この大司教の改革を援助すべきであるとも述べている^④。しかしそれから一年も経たないうちに、彼はトレント公会議に出席するため、キプロスを後にする。彼は自身の留守中も、大司教代理のアンドレア・スタングをおして監督を継続した^⑤。

モチエニーゴは自身の任務についてドージェの許可証を携えており、その責務を果たすべく、信仰の不一致を解消するために異端審問所を設立することも念頭においていた^⑥。しかし、モチエニーゴの任務を補佐するべく異端審問官としてキプロスに赴任することを了承する者がなかなか見つからず、結局は一五六四年五月一九日、教皇によって彼自身がキプロ

スの異端審問官に任命された^⑦。また、同年七月二二日、ヴェネツィアの元老院は、ヴェネツィア支配領域内のすべての住民にたいしてトレント公会議の決議を公布し、それにしたがって改革を実施することを定めた^⑧。したがって、正教徒が改革の対象に含まれることについては、当初ヴェネツィアも容認していたと思われる。

一五六四年九月二一日、再び自身の管区にやってきた大司教モチェニーゴは、従来大司教が不在のあいだにキプロスに蔓延していた信仰の墮落を除去することを目指していた。彼は、自身の任務を終え、キプロスからヴェネツィアに帰還したさいに本国政府に提出した報告書のなかで、キプロスでの改革の抱負について語っている。それは「第一に、神と教皇聖下によって、そしてこの輝かしい国家の中心によって求められていると思われる、私の聖務日課が不十分であってはならないということ」、そして「第二に、閣下『ドージェ』にたいして職務を全うする義務をともなつて、上述の聖務をおこなうこと」であった。そして「私は自分自身を益することを考慮してなにかを目指していたのではなく、ただすべての善き人々にとつての祝福の源である神の愛を、そして彼らが私に託した魂の救済だけを目指していた」と自身の活動を振り返っている^⑨。

この報告書について特筆すべきは、大司教モチェニーゴが改革遂行の責任を負うべき方向が二つあったこと、つまり「神と教皇」、そして「閣下」すなわちヴェネツィアのドージェに忠誠を誓っていたことである。先に見たように、当初ヴェネツィアは、正教徒も含めた改革を視野に入れていたと思われる、この大司教の改革の姿勢も支持していた。とはいえ、その遂行にたいして全面的に賛同していたわけではない。そこで次節では、この大司教の改革とヴェネツィアのキプロス維持政策との関係について検討する。

第二節 ヴェネツィアの海外領土維持政策とニコシア大司教

大司教モチェニーゴの任期と重なる一五六二〜六四年に、ベルナルド・サグレド（一五〇五〜一六〇〇年）が総督として

キプロスに派遣されていた。^⑩ 彼は、総督としての任期を終え一五六五年一月に本国に帰還したさい、本国政府に報告書を提出している。本節では、本国政府にたいする総督と大司教それぞれの報告書と、本国政府の対応を検討することで、キプロスにおいて正教徒にかんする問題がどのように認識されていたか、そして本国政府はどのような姿勢をとっていたかを明らかにする。

まずサグレドは、カトリックも含めた聖職者の墮落によって荒廃した、教会や修道院の様子について触れている。^⑪ 彼によれば、ヴェネツィア人がカトリックのミサを受けることを欲するなら、それに先立って、まずはミサを執りおこなうことのできるカトリックの聖職者を探す必要があるというような状況であった。^⑫ しかし、大司教モチエニーゴの改革が実を結び、ミサは正しくおこなわれるようになり、ファマグスタ司教やパフォス司教の司牧の務めも改善されたとして、大司教の役割に肯定的な評価を与えている。^⑬

注目すべきは、大司教が正教会の主教たちにトレント公会議の決議を公布しようとしたさいの反応についての記述である。サグレドは、主教たちがローマの法廷の権威に懐疑的であり、ローマの慣習を遵守する人々にたいしても好意的ではないと述べたあと、自身が考える最善策を披露する。

前述の主教たちが、とくにニコシアの主教が、この島に存在しなくなればよいということは、むしろきわめて確実である。前述の主教たちがいなくなれば、人々はみな大司教と他のイタリア人司教に服従し、彼らについてなんら意見の食い違いは生じないであろう。大司教が聖なる公会議「トレント公会議」を公にしようと望んでいたときにそうであったように。前述の主教たちはそれ「トレント公会議の決議」を公布するのを望まなかったのみならず、われらの大司教と司教たちにたいして人々を立ち上げらせようとしていた。前述の主教たちを取り除くことで、起こりうるあらゆる不和と紛争はやむであらう。^⑭

後半部分の「われらの大司教と司教たちにたいして人々を立ち上げようとしていた」という一節からは、正教会の主教たちがトレント公会議の決議の公布に反対しており、もし島内の正教会に決議が適用された場合には、暴動などの実行に出ることも辞さないとする態度をとっていたことが読み取れる。その状況を未然に回避するためにこの総督がもっとも望ましいと考えた方策は、正教会の主教たちをすべてこの島から追放してしまうことであった。そうすれば、大司教や司教に反抗する者はいなくなるため、島内の秩序が保たれ安定した統治が可能になると彼は考えていたのである。

サグレドのこの報告書につづく同年四月二一日、ヴェネツィア本国政府のなかで政治・外交の重要問題を審議する機関である十人委員会は、それまで改革への協力を表明していた大司教モチエニゴにたいして、いくつかの要請をするにいたった。その内容は、キプロスの教会制度の現状を維持すること、正教会にトレント公会議の決議を公布するのを延期すること、そしてキプロスで正教会とカトリック教会との関係をどの程度まで見なおすかについては、教皇庁に内密にしておくことである¹⁵。これは先行するサグレドの報告書の内容を勘案した対応であり、そのうえでヴェネツィアはあえて彼やモチエニゴの意図に反する方針を提示したのである。正教会にも改革を押し進めることで、ヴェネツィア支配にたいする正教徒の不満が蓄積し、それが反乱や暴動に発展することがあれば、オスマン帝国などこの島の獲得を画策する勢力に介入の余地を与えてしまう¹⁶。そのためには島内の秩序を維持することが肝要であり、キプロスの正教会にたいして抜本的な改革をおこなうのを控えることが、キプロス統治において有効であると考えられたのであろう。

ところが、当のモチエニゴは規定を公布することはなかったものの、じつさいにはトレント公会議の決議に沿った改革を断行しようとした。彼はトレントの教令の実行に適さないとみなした人物にたいして聖職の授与を拒否するなど、彼自身の考えるところの改革の理想を堅持した¹⁷。さらに、カトリックの教義と正教徒の慣習の不一致を埋めることをめざし、正教徒にたいしてローマ教皇の裁判権のもとに服することを強制しようとした¹⁸。

このような大司教と総督の強硬な態度にたいし、ヴェネツィアがとった立場は、キプロスの支配開始当初から一貫して

いる姿勢にもとづくものであった。すなわち、領土維持の観点から、住民のなかで反発や不和を生じる可能性のあるあらゆる措置を回避することが求められたのである。そのような立場からすれば、ヴェネツィアは、教皇庁および大司教の改革の意図自体には賛同するものの、正教会に従来容認されてきた信仰の領域に強硬に立ち入るとい手法を、無条件に支持することはできなかったと思われる。いっぽう、総督として派遣されたサグレドとは、島内の秩序維持により海外領土の支配を保つという政治的方針は共有していたようである。ところが彼についても、カトリック聖職者に反抗する正教会聖職者を島外に追放するという手法は、正教徒に反発を生じさせることが容易に想定されうるため、現実的には採用しえないとみなされたのであろう。一五六五年四月二日に大司教にたいしてなされた要請は、宗教的領域と政治的領域にまたがって生じたこれらの問題への対処を見据えたものであったといえる。なお、先述のとおりこの要請には、キプロスの正教会とカトリックの関係をどの程度まで見なおすかについて、教皇庁には情報を提供しないこと、という項目が含まれていた。ヴェネツィアは従来教皇庁と一定の距離を保ってきたが、その姿勢を転換し新たに友好関係を構築しつつあった¹⁹。さなかに、改革をめぐって信仰の刷新よりも自国の領土維持を優先したことは、教皇庁との紛争の火種となりえたからであつた。

第三節 正教会聖職者の反発

大司教モチエニーゴは、聖職者であると同時にヴェネツィア貴族家門出身者でもあつたがゆえに、ヴェネツィアと教皇庁との新たな友好関係のなかで、本来ならばつねに自身の行動がもたらしうる影響を考えねばならない立場にあつた。しかし彼にとつては、海外領土をいかに維持するかということよりもむしろ、トレント公会議での決議を、ヴェネツィア海外領土であるキプロスにいかにか普及させるかということのほうが重要であつた。

トレントの教令をキプロスにも適用すべく邁進したモチエニーゴの改革は、キプロスの正教会聖職者の反発を招くこと

となった。本節では、その二例を検討することとしたい。一五六七年、この大司教はニコシアで教区教会会議を開催した。招集されたのは、カトリック、ギリシア正教会、マロン派教会、アルメニア正教会、コプト正教会、シリア正教会、エチオピア正教会、すなわちキプロスに存在するキリスト教のあらゆる宗派の聖職者であった。この会議で大司教が意図していたのは、キプロスにおけるあらゆる宗派の教義と聖職者のあり方を矯正することと、そのために巡察使を選出することであった。²⁰⁾

しかしこれに異を唱えたのは、ギリシア正教会のソリア主教ネオフィトス・ロガラスである。ドミニコ会士カレピオは『キプロス王国の征服の推移およびその防衛についての真にして忠実なる叙述』のなかで、ロガラスにかんする記述も残している。カレピオは、ロガラスを説得するべく彼自身が大同教によって派遣されたさいに、この主教が彼にたいして展開した主張を伝えている。彼が、正教徒はカトリック教会とその教義への憎悪と敵意ゆえに従うことを拒んだと記したのち、「彼ら「正教徒」はトレント公会議もその布告も、（中略）フィレンツェ公会議も決して受け入れないであろう」と述べていることは、注目に値する。²¹⁾ というのも、じつさいのところキプロスでは、先述のとおりフィレンツェ公会議に先立つ一二六〇年に、ローカルなレヴェルでの教会合同的体制が成立しているからである。また、この記述からは、カレピオが、すでに教会合同的体制が成立しているキプロスに、いまだカトリックへの帰一を認めない正教徒、すなわち反合同派の存在を疑っていたことがわかる。

さらに、この引用部分では、フィレンツェ公会議で宣言された東西教会合同とトレント公会議の決議の受諾が同列に扱われている。このことから、カレピオが、教会合同のもとにある正教会は、トレント公会議の決議を受け入れてしかるべきだと考えていたことが推察される。しかしながら、彼が主教ロガラスのもとに、この決議を受け入れカトリック教会に従うように説得するため派遣されたさい、ロガラスはキプロスの宗教的慣習を盾に反論をおこなった。

われわれ正教徒とあなたがたカトリック信徒のあいだには境界がある。(中略)私には正教徒を保護する義務があり、あなたがたの大司教にはカトリック信徒のみを保護する義務がある。第八・九回公会議はあなたがたカトリック信徒のあいだの問題にかんじておこなわれたのであつて、われわれにはなんの関係もない。²²⁾

キプロスでは『勅書』以降、ローカルな教会合同的体制が存続していた。そのため、トレント公会議を受諾しないことが合同の否定を意味するというカレピオの主張は、ロガラスらからすると的はずれなのであつた。つまり、キプロスでは、ローカルなレヴェルでの東西教会合同がすでに達成されていたがゆえに、島の正教徒にとつてトレント公会議など自分たちにはまったく関係のないことだといえたのである。なお、ここで「第八・九回公会議」とされているのが具体的にどの公会議を指すのかについては判然としない。正教会のなかには、フィレンツェ公会議を第八回公会議と数える教会が存在することから、ここでいう第八回公会議も、フィレンツェ公会議のことを意味していると考えられる。第九回公会議については不明であるが、先に引用した部分(第三章註②参照)において、カレピオはフィレンツェ公会議とトレント公会議を同列に語っており、それに対応させるかたちで主教ロガラスの発言とされる記述を挿入しているため、おそらくトレント公会議を指すと考えて差し支えないであろう。

主教ロガラスのこのような反論にたいし、モチェニーゴは真つ向から反論した。彼によれば、主教が大司教の意向に従わないということは、「あなたがた〔正教徒〕の靈的な上位の權威に反抗しているのです、われら人間のみならず、尊い神にも反抗しているということ」をも意味するのであつた。²³⁾両者のあいだの溝は深まるばかりであり、ロガラスはモチェニーゴによつて教皇庁の法廷に召喚されたが、これについてもこの主教は、正教徒は正教会のなかで裁かれるべきであるとして反発した。²⁴⁾結局、ヴェネツィアがキプロス当局にたいして、大司教に「今後彼ら正教徒のうちいかなる者をローマに召喚するのにも控えるように」と勧告するよう指示したこともあり、大司教はこの勧告を受けて告発を取り下げた。²⁵⁾

いっぽう、この主教もまったくお咎めなしであったわけではない。彼は大司教による制裁が延期されたのち、ヴェネツィア本国政府に呼び出され、一五六八年二月にヴェネツィアへ赴いた。²⁶ ドージェはこの主教にたいし、大司教への無礼なふるまいを注意したのち、二〇〇ドゥカートを与えて彼をキプロスに帰らせた。²⁷ そして、ヴェネツィアは、ドージェと元老院の前でみずからの行動の意図を説明させるため、大司教をも呼び出している。

もうひとつの事例は、正教会の高位聖職者イオアニス・フランギノスとの対立である。²⁸ この発端は、この主教が正教会の新たな教会の建設を、カトリックの司教の承認を得ることなしにみずから認めたことである。²⁹ これを大司教モチエニーゴが教皇特使の権威を借りて非難したため、彼は大司教とリマソル主教イオアニスへの要求を携え、本国政府の十人委員会に上訴した。³⁰ 一五六八年一月五日、十人委員会は大司教の主張を却下し、この案件についてはフランギノスに任ずることで事態の決着をはかった。さらに、十人委員会は、教皇庁と接触のある人物がキプロスの問題にかかわることのないようにともキプロス当局に伝えている。³¹

ヴェネツィアの意図は、あくまで正教会とカトリック教会のヒエラルヒーを現状維持することであった。そのため、信仰の刷新と聖職者の墮落の排除を目指したモチエニーゴの改革の姿勢には賛同していたものの、その改革が正教徒の反発を招くようなものであるならば、正教徒側の主張を勘案してその不満を鎮める必要があった。というのも、正教徒の不満が反乱などに発展することがあれば、それはキプロス奪取をもくろむオスマン帝国にたいして、つけ入る隙を与えるも同然だからである。³² このような一見矛盾する方針をヴェネツィアが採用したのは、教皇庁との友好関係の構築過程にあったこと、そしてキプロスが東地中海の航路上の拠点であり、オスマン帝国にたいする防波堤として重要であったことに起因すると考えられる。

ここでとりあげた大司教の改革に反発した二人の正教会聖職者の事例から、両者ともに明示することはないが、『勅書』で定められた正教会の管轄領域を根拠として、それをなお維持しようと反論を試みていたことが看取される。彼らにとつ

て、正教会にたいする大司教の改革の波及は、一二六〇年の『勅書』以降において、キプロスの教会のあり方や信仰にかかわることがらが問題にされた初めての局面をもたらした。『勅書』によって守られてきた信仰の領域を侵害されていると受け取った正教会聖職者は、『勅書』の枠組みを盾に主張を展開したのである。

第四節 オスマン帝国へのまなざし

大司教モチエニーゴの改革は、正教徒をもその対象としたため、正教会聖職者の反発を引き起こした。しかしながら、オスマン帝国が東地中海においてヴェネツィアの海外領土を次々と奪取していくなかで、その最東端に位置したキプロスへの改革の実施は二の次であると同化したヴェネツィアは、大司教の改革に歯止めをかけることで島内の秩序維持に専心した。その結果、キプロスの正教会とカトリック教会のあり方を規定する制度的枠組みに変更が加えられることはついになかった。

とはいえ、スクファリのように、制度的変革の欠如から、キプロスへの対抗宗教改革の影響はなかったと結論づけることは、³³ 教区に赴いたカトリックの聖職者による改革の成功あるいは失敗をはかるものでしかなく、モチエニーゴという改革司教が掲げた目標に沿うかたちで評価しているにすぎない。そこで、ヴェネツィア支配からオスマン帝国支配への過渡期であるキプロス戦争期における正教徒の動向に注目することで、この点について考えてみたい。ここで、第二章で取り上げたドミニコ会士カレピオの記述を再び検討する。彼の著作は、キプロスについての個別的な記述で構成されるが、その筆致は東方教会一般にたいする敵意と非難にもとづいている。このような書き手のバイアスを考慮しつつ、彼の記述において描写される正教徒の主體的な行動を分析していくことは、正教徒自身による史料が残っていない状況にあつては意味のある作業であると考ええる。カレピオの記述を額面どおりに受け取ることはいできないため、レトリックとそうでない部分の腑分けを念頭におきながら、以下、彼の記述の分析を進めることにしよう。

オスマン帝国のスルタン、スレイマン一世（在位一五二〇～一五六六年）が治世前半に次々と軍事遠征で成功を収めるなか、一六世紀中葉の東地中海において、オスマン帝国の支配を受けていない島はキプロス、クレタ、キオスのみとなっていた。³⁴ キプロスはいまや、周囲をオスマン帝国領に囲まれていたのである。一五六六年に即位したセリム二世（在位一五六六～一七四）は、王子時代からその計画を公言していたキプロス征服に着手した。³⁵ 一五七〇年七月三日、オスマン軍はキプロス南部のリマソルに上陸した。³⁶

まずカレピオは、一五七〇年、ヴェネツィア軍の指揮官であるブラガディーノのもとに、オスマン帝国のソコルル・メフメト・パシヤからの使者が到着したさいのことを伝えている。この使者に託されたのは、ある二人のキプロス人が書簡を携えてメフメト・パシヤのもとへやって来たという出来事を、ブラガディーノに伝えることであった。その書簡の内容とは、「小作農の階層に属する多くの農民が、ひどく苦しめられていると嘆願し、大トルコによる支配を望んでいる」というものであった。³⁷ そこでブラガディーノは、「豪華な贈り物をもって、そのパシヤを味方につけ、パシヤはそれらをスルタンの目にかけることなく、彼「ブラガディーノ」にこの二人の伝令者と彼らの書簡を送り返した」ため、ことなきをえた。³⁸

カレピオによれば、一五七〇年八月下旬、彼自身が聖母マリアへの献堂を神に誓約したのだという。その目的は、オスマン帝国の脅威に立ち向かうためであり、聖母の慈悲によって島の平和が守られることであった。さらにつづけて、カレピオは正教徒への不満を吐露する。いわく、誓約の実現に向けて彼がみずから赴いて資金集めを実行したものの、その教会堂がカトリックに帰属することに難色を示した正教徒たちは、経済的援助に消極的であったというのである。³⁹ カトリック教会の建立資金を正教徒が負担するべしとカレピオが考えていたことは、いささか不自然に思われる。地中海世界においては、しばしば異教徒からの守護者としての聖母がキリスト教徒から崇敬を集めることがあるが、カレピオによる資金集めは、そのような慣習を利用しながら、あくまで正教徒を従わせることを念頭においていたと考えられる。というのも、

先述のとおり、彼は正教徒一般にたいする敵意を有しており、大司教の代理を務めていたため（第三章第三節参照）、この行動も対抗宗教改革の余波として、こじれた両宗派間の関係性を示していると解釈できるからである。さらに、この記述からは正教徒とカトリック信徒の関係性の一端をうかがうことができる。つまり、正教徒は資金提供を拒否するという明確な意思表示をおこないえ、カトリック側は正教徒にたいして資金の負担を強制することはできなかったのである。

またカレピオは、オスマン帝国による征服ののち、ファマグスタにあるカトリックの司教座聖堂がモスクに変えられたことについて述べ、これを正教徒への神罰であると評している。正教徒がカトリックに敵意を有しているという彼の認識と、カトリック教会のモスクへの転用は正教徒にたいする罰であるという彼の説明は、一見矛盾しているように思われる。しかし、正教徒は至高の信仰であるカトリックに帰一すべきと考えていたカレピオは、カトリック教会の喪失が正教徒にとって正しい信仰への導き手を失うのと同義であり、重大な損害であると捉えていたと考えられるのである。

さらに、正教徒のカトリック信徒への敵意について述べるなかで、彼は正教徒が「コンスタンティノープル総主教に從属することを好んでいる」とも記した^④。ここでは正教徒のカトリック信徒にたいする否定的感情が強調されている。しかし、じつさいには、従来の宗教的慣習を変革しようとしたモチエニゴのような人物への反発はみられるものの、正教徒がカトリック信徒一般にたいして敵意を有していたとまでは言い切れない。むしろ、一二世紀末以降は両宗派の並存が常態であり、ヴェネツィア支配期にはモチエニゴの到来までほとんど対立がみられなかったことから、ローカルなレベルでは敵対感情が表面化することはほとんどなかったと考えられる。ただし、キプロス正教会と大陸の正教会との関係が希薄になっていたなかで、ここにきて正教徒がふたたび大陸の正教会のほうを向きはじめたという記述は興味深い。著作のなかで正教徒を「異端」や「分離派」と何度も呼んでいるように、カレピオにとって、真正なる信仰はカトリックのみであり、正教徒は正教を信仰している時点で異端である。教会合同的体制のもとにあるキプロス正教会が、カトリックを離れ大陸の正教会へと接近することは、真の信仰との決定的な離別を意味し、カレピオにとっては格好の批判材料となり

えた。

さらにこの記述は、キプロスがオスマン帝国の次なる征服地になろうというとき、キプロスの正教徒がとった主体的行動の内容を示唆するものとしても検討する余地がある。当時のオスマン帝国の軍事遠征についての情報はキプロスを含むキリスト教世界に広く流布しており、島民のなかにはたびたびキプロスと対岸地域とを往来する者も存在したため、キプロスの正教徒は当時の東地中海情勢にかんする情報を得ていたと考えられる。^{④③} さらにカレピオは、正教徒がコンスタンティノール総主教とエルサレム総主教のもとへ赴いたとき、両者がその正教徒らを忌み嫌ったとも記している。ながらくローマ・カトリック教会の権威を承認していたキプロスの正教会のあり方は、正教会における上位の権威にとつても受け入れがたいものであり、非難されたというのである。^{④④} 同様の現象として、リユジニヤン朝の一五世紀初頭に、カトリックへの従属宣誓を不服とする正教会の三人の主教が、コンスタンティノール総主教に従属を求めたが、キプロス正教会がローマ・カトリック教会の権威を承認していることを理由に拒絶された事例が確認される。^{④⑤} そもそも、カトリック教会と異なり、正教会は超国家的組織や強力なヒエラルヒーを有さないため、キプロスの正教徒の申し出が大陸の総主教らに拒絶されたことはそれほど不思議ではない。さらに、キプロスの正教徒がコンスタンティノール総主教への従属を希望せずとも、キプロスがオスマン帝国に併合されれば、現地の正教会もオスマン国内の正教会ヒエラルヒーに取り込まれることは容易に予想されうる。^{④⑥} したがって、キプロスの正教徒がオスマン帝国支配下にある正教会の上位権力への従属を求めたのは、大陸の正教会がキプロスの正教会に手を差し伸べた結果ではなく、キプロスの正教徒の意向の反映であったと考えられるのである。

これにつづく部分で、カレピオはさらにキプロスの正教徒の動きについて触れている。

これら正教徒は、大トルコがキプロス王国全体を手に入れるやいなや、その邪悪なる手足にしてトルコ帝国の宰相であるメフメ

ト・パシャのもとにただちに駆け寄り、キプロスの主教区が「空位を生じることなく主教によって」満たされるようにと、まるでこのメフメトがキリストの代理者「教皇」であるかのように懇願した。そして彼らは教会の承認あるいはむしろ聖別をコンスタンティノーブル総主教に求めた。このとき初期の公会議で非難された古い異端の分派であるシリア「正教会」の修道士が来て、メフメト・パシャに三〇〇〇の貴金属を提供し、そのために彼は前述のパシャからキプロスの大主教位を得た。そしてこの島にはまだその輝かしき大司教「フィリッポ・モチエニーゴ」がおられるということを考慮することなく、任命を受け叙階され、オスマン宮廷によって彼に割り当てられたイエニチエリとともにキプロスにやってきた。^④

カレピオは、キプロスの正教会の聖職者は大司教モチエニーゴによって叙階され、ヴェネツィアの承認を得る必要があるという正教会の聖職叙任プロセスについて、正確な知識を有していたようである。リュジニヤン朝期に廃止された大主教位の復活とともに、正教徒が正教会の新たな聖職者の叙階をコンスタンティノーブル総主教に、承認をオスマン帝国の宰相に求めたという記述にかんしては、オスマン帝国支配期の初代大主教の任命過程を他の史料から再構成することが困難であるため、じっさいにそのような嘆願がなされたかどうかを確かめるすべはない。しかし、正教徒の目がすでに、ヴェネツィアやカトリック教会ではなく、これまで関係が希薄であった大陸の正教会との結びつきの強化、およびその組織への教会制度上の従属に向いていた可能性は認められうる。

正教徒の行動に触れたこの部分には、さらにつづきがある。このシリア正教会修道士が大主教に任命されて終わりではなかったようである。

彼「シリア正教会修道士」が異邦人であり、キプロス人にとって外来者であり、異なる民族であり、ギリシア語とその文字を解さなかったため、人々は自身のとりなしの祈りを求めているあるキプロス人修道士に関心を向けた。彼をコンスタンティノーブルの

メフメト・パシヤのもとに送ると、メフメトは以前の任命者を取り下げ、彼ら「ギリシア正教徒」が新たに送ってきたその聖職者を承認した。⁴⁴

この引用部分においては、宗教や宗派の区別ではない新たなカテゴリーが導入されていることに注意したい。カレピオがつねに念頭においているのは、カトリックと正教という宗派の差異である。しかし、ここで問題となっているのは「異邦人」・「外来者」・「異民族」・「ギリシア語とその文字を解さな」い人々と「キプロス人」の対比であり、これはレトリックというよりもむしろ実態を反映しているものとして想定できる。シリア正教会は、非カルケドン派であり、シリア語を伝統的な典礼言語とする、ギリシア正教会と性質を異にする集団である。つまり、正教徒は大主教の人選について、外来者のシリア人ではなく、キプロスに暮らし正教徒住民の日常的な信仰生活に寄り添ってきたギリシア正教会修道士を、自分たちにふさわしい宗教指導者として迎えることを強く望んだことが指摘できるのである。

本節で検討したカレピオの記述から、キプロスの正教徒は、オスマン帝国の勢力が眼前に迫るなかで、すでにオスマン帝国支配下の正教徒として、みずからの立場を確立するための準備を始めていたと思われる。キプロスの正教徒がヴェネツィアにかわってオスマン帝国のほうを向き始めた理由については、オスマン帝国でズインミー制およびミツレット制のもと、税を支払うかぎりにおいて正教徒に信仰の自由と一定の自治とが保証されていたことが可能性のひとつとして考えられる。⁴⁵ ヴェネツィア支配期にも正教徒に保証されていた条件つきの信仰の自由を脅かしたのが、大司教モチエニーゴの改革であった。従来キプロスの正教徒にとって、正教徒の信仰と教会制度上の自律性を守ってくれたのは『勅書』にもとづく教会合同的体制であったが、まさにその体制自体が、正教会にたいするトレント教令の適用を招来したのである。それゆえ、ヴェネツィア領からオスマン帝国領へと移行したことは、正教徒にとって、教会合同を解消し、正教会の教会ヒエラルヒーのなかにみずからを位置づけるという意味も有していたと考えられる。

さらに、キプロスの正教徒が、リジュニャン朝期に廃止された大主教位が復活したさいに大主教位を得るのは地元出身者であるべしとの意思表示をおこなったことは、ローカルな信仰のあり方が維持されることがなによりも重視されたがゆえであると思われる。このような現地の意向は、統治に利用可能なものでもあったために、オスマン帝国支配期のキプロス正教会は、コンスタンティノープル総主教との関係を有しつつも、制度上は独立正教会の地位を維持しえたのであった^⑮。

- ① Bonora (2007), p. 7.
- ② H. テュビレ、J. ル・ブラン、C. ブーマン (一九九七) 『信仰分裂の時代』上智大学中世思想研究書編訳・監修、平凡社、二八八、三〇二頁 Mullett (1999), pp. 45-46; ブロスベリ (二〇一七) 九五～九七頁。
- ③ フォリッポ・キチエーニコの経歴については E. Bonora (2011), Mocenigo, Filippo, *Dizionario Biografico degli Italiani* 75, pp. 131-134を参照。
- ④ Skoutari (2012), p. 210.
- ⑤ Bonora (2007), pp. 26-27, 95; Skoutari (2012), p. 211.
- ⑥ Skoutari (2012), pp. 211, 214.
- ⑦ Bonora (2007), pp. 95-96.
- ⑧ Skoutari (2012), p. 214.
- ⑨ Biblioteca del Museo Civico Correr (ヴェネチア略記), *Codice Ciorgna* 1089, c. 102^v, in Skoutari (2012), p. 213.
- ⑩ サマレツ家は、とくに海外領土の官職保有に専念した家門であった。O'Connell (2009), pp. 51-54. ヴルナルム・サグレドの経歴については G. Guillino (2017), Sagredo, Bernardo, *Dizionario Biografico degli Italiani* 89, pp. 599-601を参照。キプロス総督については第二章第一節を参照。
- ⑪ De Mas Latrie (ed.) (1852-5), *Documents*, III, pp. 542-543.
- ⑫ De Mas Latrie (ed.) (1852-5), *Documents*, III, p. 542.
- ⑬ De Mas Latrie (ed.) (1852-5), *Documents*, III, p. 543.
- ⑭ De Mas Latrie (ed.) (1852-5), *Documents*, III, p. 542.
- ⑮ Skoutari (2012), pp. 217-218.
- ⑯ Skoutari (2012), p. 225.
- ⑰ Skoutari (2012), pp. 218-220.
- ⑱ Skoutari (2012), pp. 220-221.
- ⑲ カンブレイ同盟戦争から一五八二年頃まで、ヴェネツィアの中核的優勢であったのは、ローマ派の人々であった。教皇との関係をめぐるヴェネツィアの支配層内での対立については、松本香 (一九八六) 『パオロ・サルビとヴェネツィア聖務禁止令紛争』、『イタリア学会誌』三五・九八―一七頁、および 藤内哲也 (二〇〇五) 『近世ヴェネツィアの権力と社会——「平穏なる共和国」の虚像と実像——』昭和堂、八二―八三頁を参照。
- ⑳ Skoutari (2012), pp. 222-223.
- ㉑ Calepio (1573), *Narratione*, 107^v-108^r.
- ㉒ Calepio (1573), *Narratione*, 107^v-108^r.
- ㉓ Archivio di Stato di Venezia (ヴェネチア略記), *Capi del Consiglio dei Dieci, Lettere di rettori e di altre cariche, Cipro*, busta 290, nn. 230-33, in Skoutari (2012), pp. 223-224.
- ㉔ Bonora (2007), p. 105; Skoutari (2012), p. 224.

- ②⑤ ASV, *Consiglio dei Dieci, Patri Secrete, reg. 8, ff. 107^v*, in Skoufari (2012), p. 226.
- ②⑥ Skoufari (2012), p. 224.
- ②⑦ Calepio (1573), *Narratione*, 107^v-108^r; Skoufari (2012), p. 225.
- ②⑧ 彼の父は、以前にリマンル主教を務めていたステファノス・フランキノス(在位一五四八〜六六年)である。Skoufari (2011), p. 106.
- ②⑨ Skoufari (2012), p. 221.
- ③⑩ Skoufari (2012), pp. 221-222. この主教が大司教とてちにリマンル主教を訴えつゝる(1)とから、大司教の改革に協力した正教会聖職者がいた可能性やゆが(2)の(1)と(2)が(3)である。
- ③⑪ ASV, *Consiglio dei Dieci, Patri Secrete*, filza 13, in Skoufari (2012), p. 222.
- ③⑫ Skoufari (2012), pp. 222, 229.
- ③⑬ Skoufari (2012), p. 229.
- ③⑭ Fleet (2012), pp. 165-167.
- ③⑮ セリムは、キプロスがかつてアラブとマムルーク朝によって領有されていたことを根拠に、この島の支配権を主張した。Hill (1948), pp. 879, 882-883. ヴェネツィアはキプロス支配を維持するために、その支配当初からオスマン帝国に毎年貢納を支払っていた。
- ③⑯ キプロス戦争の経過の詳細については Hill (1948), pp. 878-1040を参照²²⁾。
- ③⑰ Calepio (1573), *Narratione*, 93^v.
- ③⑱ Calepio (1573), *Narratione*, 93^v. 重く税負担と労役に疲弊したキプロスの農民が、オスマン帝国臣民に助けを求めた事例は、ヴェネツィア支配期におこつたはかにも確認される。N. L. Huen, 'Peregrinato', tr. by Cobham, in Cobham (ed.) (1908), *Excerpta Cypria*, p. 52.
- ③⑲ Calepio (1573), *Narratione*, 103^r.
- ④⑰ A. G. Remensnyder (2018), 'Mary, Star of the Multi-Confessional Mediterranean: Ships, Shrines and Sailors', in N. Jaspert et al (eds), *Ein Meer und Seine Heiligen: Hagiographie im mittelalterlichen Mittelmeerraum*, Leiden/Boston, pp. 323-324.
- ④⑱ Calepio (1573), *Narratione*, 123^v. この教会は聖ニコラス教会であり、オスマン帝国による征服後にはモスクに転用された。
- ④⑲ Calepio (1573), *Narratione*, 123^r.
- ④⑳ Hill (1948), p. 829; B. Arbel (1995), 'Venetian Cyprus and the Muslim Levant, 1473-1570', in N. Courreas and J. R. Smith (eds), *Cyprus and the Crusades*, Nicosia, pp. 166-174 (reprinted in B. Arbel (2000), *Cyprus, the Franks and Venice, 13-16th centuries*, Aldershot).
- ④㉑ Calepio (1573), *Narratione*, 123^r.
- ④㉒ Schabel (2006), p. 199.
- ④㉓ オスマン帝国は、正教会を宗教組織であると同時にギリシア人の世俗組織とみなし、教会組織を世俗の行政組織として統治に利用した。パナメトリウは、正教会聖職者の徴税請負人としての性格を強調している。T. Papademetriou (2015), *Render unto the Sultan: Power, Authority, and the Greek Orthodox Church in the Early Ottoman Centuries*, pp. 66-67, 101-03. T. ウェハ(二〇一七)『正教会入門——東方キリスト教の歴史・信仰・礼拝——』松島雄一訳、新教出版社、一〇九頁。
- ④㉔ Calepio (1573), *Narratione*, 123^v.
- ④㉕ Calepio (1573), *Narratione*, 123^v.
- ④㉖ R. Jennings (1993), *Christians and Muslims in Ottoman Cyprus and the Mediterranean World, 1571-1640*, New York/London, p. 132. 堀井優(一九九四)「十六世紀前半のオスマン帝国とヴェネツィア——アフドナーメ分析を通して——」『史学雑誌』一〇三・一、四

おわりに

ヴェネツィアから到来した大司教モチェニーゴの改革は、正教会聖職者に『勅書』以来の秩序が破壊される危惧を抱かせ、反発を生んだ。しかし、正教徒の住民感情を考慮してその改革が貫徹されることを良しとしなかったヴェネツィアの戦略があつてか、改革に起因する正教徒住民の暴動が起こることはなかった。リュジニャン朝期以来の宗派共存体制が存続するキプロスを支配することとなったヴェネツィアは、正教徒が住民の大多数を占める現地社会の構造に鑑みて、領土維持の観点から、大司教の改革を無条件に支援することはできなかったのである。本稿で扱ったヴェネツィア領キプロスの事例では、このような現地社会の性格ゆえに、統治者であるヴェネツィアと、宗教的アクターである教皇庁および大司教モチェニーゴが、改革の歩みを共にしなかったため、宗派化論の枠組みで捉えることには留保が必要である。

いま一度先行研究に立ち返るならば、ヴィッジャノー、アルベル、およびスクファリは、キプロスを含む海外領土における対抗宗教改革を、ヴェネツィアの宗教政策に主眼をおいて考察し、改革の対象とされた現地の正教徒が支配体制のなかにどのように位置づけられたのかという点については、十分に検討してこなかった。このような問題点を克服するため、本稿では、対抗宗教改革の展開が、キプロスの正教会にいかなる影響をもたらしたのかについて考察してきた。その結果、大司教の改革は、キプロス正教会にとってみれば『勅書』以来の制度的枠組み、すなわちローマ・カトリックの權威を承認さえすれば正教会の典礼や慣習を維持できるという、正教会の信仰の領域を打ち崩す可能性を認識させるものであったことが明らかになった。

『勅書』体制の成立以来、はじめて脅かされることとなった信仰の秩序にたいする正教徒の意識は、キプロス戦争期における正教徒の行動に影響したものとと思われる。キプロスもついにオスマン帝国の支配領域に併合される現実が目前に迫るなか、彼らは正教会の聖職者の承認をオスマン支配下の正教会に求めた。実質の教会合同を解消し、キプロスの新たな支配者から正教会への承認を受け、オスマン支配下の正教会と新たな関係を構築することが優先されたのである。しかしそれだけでは十分でなく、キプロスの正教徒は、大主教位に就くのは正教徒の信仰生活に寄り添ってきた地元出身者であるべきと主張した。つまり、彼らがオスマン帝国支配下の正教会と関係を結びなおすさいにもっとも重要視したのは、ローカルな信仰のあり方が維持されることであつたと考えられるのである。

ヴェネツィア支配期がはじまってからは、一世紀が経たんとするとき、今度はオスマン帝国が支配者として取つてかわろうという状況下でのキプロスの正教徒の行動に鑑みれば、先行研究では目立つた影響はなかつたとされてきたキプロスにおける対抗宗教改革は、従来とは異なる様相を呈する。すなわち、対抗宗教改革、および東地中海世界におけるヴェネツィアからオスマン帝国へのヘゲモニーの交代という二つの局面が交錯するなかで、キプロスにおける対抗宗教改革は、現地の正教会がカトリック教会からオスマン支配下の正教会へと転向することを後押ししたと思われるのである。さらに、大司教モチェーニゴの改革は、正教徒にローカルな信仰のあり方を維持することの重要性を意識させることにもつながつた。「対抗」をカトリックとプロテスタントという二項対立で描けない境界域では、カトリック教会が正教会にたいしてかけた改革の圧力は、正教徒から押し返されるだけでなく、第三の勢力、すなわちオスマン帝国へと逃げていくことになつた。正教徒の位置づけは、ヴェネツィアとオスマン帝国の勢力圏争い、および対抗宗教改革の両方と連動しており、またそうであるがゆえに、正教徒を対象にした改革をめぐつて、信仰を同じくする者のあいだで立場の違いが生じたのである。本稿は、キプロスの事例をつうじて、東地中海世界における対抗宗教改革を考えるうえで踏まえるべき事象を明らかにした。

正教徒への対抗宗教改革の波及をめぐって働いていた複雑な力学は、東地中海において、正教徒があらゆる政治的・宗教的境界を体现し、対抗宗教改革が彼らの法的地位を変化させた、とするグリーンの指摘と関連する^①。彼女の研究は、そのような変化がローカルなレベルで実際にいかに展開したかについての視覚を欠いているが、本稿の考察結果は、まさに正教徒の位置づけが政治的・宗教的変動とどのように連動していたのかを、ローカルな視座から明らかにするものである。キプロスにおける正教徒の処遇という問題は、東地中海世界が共有する歴史的経験を映し出しているのである。

その後、オスマン帝国支配期のキプロス正教会がどのような状況にあったのかについて触れておきたい。オスマン帝国支配下のキプロス正教会では大主教位が復活し、その地位はスルタンの勅許状（ベラト）によつて定められた。第三章第四節で言及したように、キプロス正教会はコンスタンティノープル総主教との関係を回復しながらも、制度上は独立正教会でありつづけた^②。正教徒は、ズインミーのなかでもっとも高い地位を与えられ、徴税を請け負うなど、オスマン帝国の統治機構の一部に組み込まれていくこととなった^③。そのいっぽうで、カトリック教会は廃止され、教会はモスクに転用された。カトリック信徒の多くは島外へ脱出したが、なおキプロスに残留した者は正教もしくはイスラームに改宗したとされる^④。

今後の課題としては、ヴェネツィアと教皇庁との関係のなかに、キプロスをはじめとする海外領土の正教徒をめぐる問題がいかにして位置づけられうるかについて、さらなる考察が必要である。また、近世地中海世界における正教徒は、「ヴェネツィア臣民」や「オスマン臣民」というカテゴリーに分断され、その実態や彼らの地位については曖昧な部分がいまだ多く残る。正教徒をめぐる問題がいかに議論され、彼らの地位がどのように変化していったかを跡づけることで、中近世東地中海世界における宗教文化圏の交錯の様相を説明することにつながると考える。

① グリーン（二〇一四）、一一九頁。

② オスマン帝国支配期には、キプロス正教会にたいする法的承認、高

位聖職者の権利と義務にかんする規定、および新たな聖職者の選出への有効性の付与などは、すべてスルタンの勅許状によつておこなわれ

た。この勅許状は、スルタンと高位聖職者の個人的関係を定めるものであったため、スルトンの代替わりごとに新たに発行された。

Michael (2009), pp. 210-211.

③ ミカエルは、オスマン帝国によって征服されたのちのキプロス正教

会と、一四五三年以降のコンスタンティノープルにおける正教会との類似を指摘している。Michael (2009), p. 210.

④ Jennings (1993), p. 6.

【付記】 本稿は、平成三〇年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（京都大学大学院博士後期課程・日本学術振興会特別研究員）

The Counter-Reformation in the Eastern Mediterranean World: Orthodox Greeks and Catholics in Venetian Cyprus (1473–1571)

by

FUJITA Fuka

Cyprus, the island located in the eastern Mediterranean, experienced many changes of its rulers from the twelfth to sixteenth centuries. From the medieval to the early modern period, the Byzantine Empire, the French Lusignans, the Republic of Venice, and the Ottoman Empire took successive control of the island. Amid these changes, most inhabitants of Cyprus were Orthodox Greeks. Yet, during the period of Latin rule under the Lusignans (1192–1473) and the Venetians (1473–1571), Catholics ruled over a predominantly Orthodox Greek population.

Using Venetian Cyprus as a case study, this article examines the development of the Counter-Reformation and its impact on the Greeks to clarify how the status of Greeks was interrelated with the political and religious aspects of the eastern Mediterranean. Since the mid-sixteenth century, Venetian maritime territories were threatened by the expansion of the Ottoman Empire: Cyprus was surrounded by Ottoman territories. Simultaneously, the Papacy in the Counter-Reformation began to see not only Protestants but also Orthodox Greeks as heretics.

The Counter-Reformation has been often considered as a conflict between Catholics and Protestants. However, it also had a great influence on the Eastern Church. Previous researchers have argued that the Counter-Reformation hardly affected Cyprus, because the reforms of the Venetian Catholic Archbishop Filippo Mocenigo did not change the church institution of Cyprus. Although these studies have investigated the Venetian religious policy and its relationship with the Papacy, the majority have overlooked the status of Greeks in the regime of Venetian Cyprus. To solve this problem, it is important to consider the behavior of Greeks in Cyprus during a moment of transition from Venetian to Ottoman rule.

Long before the Council of Florence, Cypriot Orthodox church institutions had already begun to resemble those of the Uniate church. The *Bulla Cypria* was promulgated by Pope Alexander IV in 1260. This *Bulla* stipulated that

Greeks could maintain the Orthodox faith and rites as long as they swore obedience to the Roman Catholic church and the Catholic archbishop of Nicosia, the central city of Cyprus. Venice inherited the church institutions of Cyprus and did not interfere in church matters. Based on this bull, Greeks and Catholics on the island had lived together without serious conflict since the mid-thirteenth century. Over time, unique religious customs were developed in the Cypriot local society.

In the last decade of Venetian rule, however, the Counter-Reformation extended to Cyprus and caused tension between the two churches. In the 1560s, the Venetian Catholic Archbishop Mocenigo arrived on Cyprus with a spirit of Counter-Reformation. This manifested itself in a series of attempts to remedy the offices of both Catholic and Greek clerics in Cyprus according to the resolutions of the Council of Trent (1545–63). Regarding his activities, Greek Orthodox bishops resisted to the Counter-Reformation with their religious autonomy based on *Bulla Cypria*. The Venetian government tried to reconcile Orthodox clerics with Mocenigo fearing Ottoman intervention and territorial ambitions on Cyprus. Owing to the efforts of the Venetian government, the reformation lead by the Archbishop Mocenigo did not provoke Greek rebellion.

Nevertheless, Mocenigo's reformation aroused fierce opposition from Greek clerics. Turning to the period of during the War of Cyprus (1570–1571), where Venice and the Ottoman Empire fought over the rule of the island, Mocenigo's reformation assumed a different character from the image shown by previous research. Greeks in Cyprus tried to establish their church institution as part of the Ottoman Empire when it became clear that Ottoman troops had defeated the Venetian troops and taken control of the island. Furthermore, Greeks insisted that the Greek Archbishop should to be a native Greek Cypriot. It seems that they thought only people who had been born and brought up in Cyprus could represent the interests of Greeks in Cyprus.

Consequently, with a mixture of the Counter-Reformation and the rise of the Ottoman Empire in the eastern Mediterranean, the Counter-Reformation impelled Orthodox Greeks in Cyprus to turn from the Catholic church to the Orthodox church under the Ottomans. Besides, the reformation by the Catholic archbishop led Greeks to deepen their perception of the necessity to protect their faith and Cypriot customs from foreigners.

Key Words; Counter-Reformation, Eastern Mediterranean, Cyprus, Venice, Stato da Mar